

原子力・事故-1 危険物施設等

(令和5(2023)年12月1日現在)

対象物	施設区分	施設数
危険物製造所等の施設	製造所	9
	屋内貯蔵所	86
	屋外タンク貯蔵所	48
	屋内タンク貯蔵所	8
	地下タンク貯蔵所	70
	移動タンク貯蔵所	35
	屋外貯蔵所	28
	給油取扱所	70
	販売取扱所	1
	一般取扱所	79
	計	434
少量危険物等の貯蔵取扱施設	少量危険物	1,115
	指定可燃物	256
	計	1,371
消防活動上支障となる物質の貯蔵取扱施設	放射性物質	6
	火薬類	3
	毒物・劇物	18
	計	28
液化石油ガスの貯蔵取扱施設	製造施設	6
	貯蔵施設	51
	消費施設	1,253
	計	1,310
合計		3,145



原子力・事故-3 危険物、高圧ガス等の大量貯蔵取扱所

(令和5(2023)年12月1日現在)

番号	名 称	所 在 地	要 警 戒 事 由	備考
1	アキレス(株)足利第一工場	借宿町668	危険物の大量貯蔵、ブタンガスの貯槽、放射性物質の取扱	
2	アキレス(株)足利第二工場	福富新町1570	危険物の大量貯蔵 放射性物質の取扱	
3	ガスネット(株)	福居町1819 問屋町1829-4	プロパンガス等の取扱	
4	日本製紙(株)関東工場足利	宮北町12-7	危険物の大量貯蔵 放射性物質の取扱	
5	ケイミュー(株)足利工場	羽刈町781-1	〃	
6	シミックCMO(株)足利工場	久保田町588-3	〃	
7	日本理化学薬品(株)	梁田町610	〃	
8	太陽日酸エネルギー(株)関東支社足利支店	県町1731-10	プロパンガス等の貯槽	
9	(有)布川酸素商会	南大町446	酸素ガスの貯槽	
10	両毛丸善(株)	福居町2206	プロパンガスの貯槽	
11	米山化学工業(株)足利工場	野田町1801-1	アンモニアの貯槽	
12	足利市水処理センター	鶴木町183-3	メタンガスの貯槽	
13	足利市東部クリーンセンター	山川町76	〃	
14	足利赤十字病院	五十部町284-1	放射性物質の取扱	
15	足利市南部浄水場	西新井町1839	〃	
16	(有)環境検査センター	芳町56	〃	
17	(株)イズム鉱業	小俣町2985	火薬類の取扱	
18	須永花火田島煙火工場	名草上町1848	〃	
19	足利常設射撃場	松田町3003	〃	

原子力・事故-4 高圧ガス施設 都市ガス施設

高圧ガス施設

(令和5(2023)年12月1日現在)

施設区分	事業所名	所在地	品名・数量(面積)	備考
製造施設	太陽日酸エネルギー(株) 関東支社足利支店	県町 1731-10	液化石油ガス 30 t 3基(貯槽) 液体酸素 15 t (貯槽) 炭酸ガス 10 t (貯槽) 窒素 10 t (貯槽) アルゴン 5 t (貯槽)	
	ガスネット(株)	問屋町 1829-4	液化石油ガス 35 t (貯槽)	
	両毛丸善(株)オートガス	福居町 2206	液化石油ガス 10 t (貯槽)	
	アキレス(株)足利第一工場	借宿町 668	液化石油ガス 45 t (貯槽)	
販売施設	(有)布川酸素商会	南大町 446	炭酸ガス 111.2 m <sup>2</sup> (容器置場) 可燃性ガス 10.5 m <sup>2</sup>	
貯蔵所	米山化学工業(株)足利工場	野田町 1801	アンモニア 600m <sup>3</sup>	
	トオカツフーズ(株)足利工場	寺岡町 500	液化石油ガス 17 t (貯槽)	

都市ガス施設

事業所名	所在地	品名・数量	容量
足利ガス(株)	伊勢町 4-6	天然ガス 球形ガス 2基	3000m <sup>3</sup> × 2基

原子力・事故-5 毒劇物取扱所

(平成5(2023)年12月1日現在)

種 別	事 業 所 名 等		施設数
取 扱 所	金井染工(株)	今福町18	18
	岩月鍍金工業(株)	今福町88	
	(有)小林メッキ工業所	本城1丁目1508	
	昭和ケミカル(株)	鹿島町1153	
	(有)諸角電気鍍金工業所	大前町1027	
	(社)愛光園稲岡工場	稲岡町500	
	トオカツフーズ(株)足利工場	寺岡町500	
	日本製紙(株)関東工場足利	宮北町12-7	
	東部クリーンセンター	山川町85-2	
	(株)タツミ	南大町780	
	日本理化学薬品(株)足利工場	梁田町610	
	アキレス(株)足利第二工場	福富新町1570	
	シミックCMO(株)足利工場	久保田町588-3	
	(有)シーアンドシー硝子研究所	江川町3丁目5-3	
	日本プロテイン	島田町575-1	
	アカオアルミ(株)足利工場	八幡町43	
	(有)ダイテック	堀込町1914-2	
	両毛化学(株)	寺岡町655-1	
販 売 所	特定品目 (染料商等)		6
	農業用品目 (農協倉庫等)		26
	一般用品目 (卸売、薬局等)		62
合 計			112

原子力・事故-6 放射性物質取扱所一覧

令和5(2023)年12月1日現在

(1) 事業所

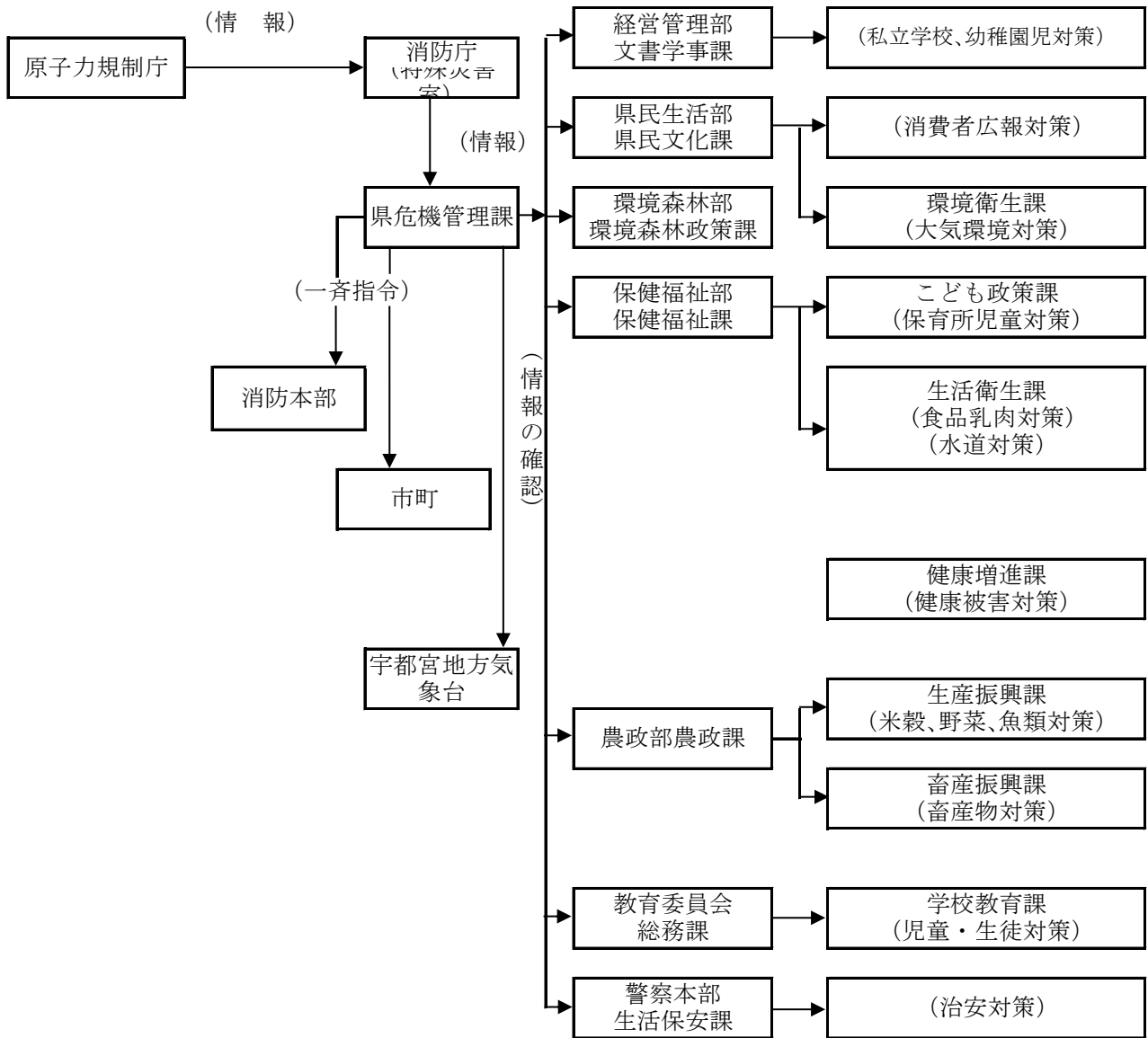
貯蔵又は取扱場所	物質名	数量	用途
借宿町668 アキレス(株)足利第一工場	85Kr	37.00GBq×2	β線厚さ計
	85Kr	18.50GBq×1	〃
	85Kr	15.57GBq×1	〃
	90Sr	1.85GBq×1	〃
福富新町1570 アキレス(株)足利第二工場	85Kr	3.0GBq×4	β線厚さ計
西新井町1839 足利市水道部南部浄水場	63Ni	0.37GBq×1	水質分析用
宮北町12-7 日本製紙(株)関東工場足利	85Kr	9.250GBq×2	β線厚さ計
芳町56(春山ビル2F) (有)環境検査センター	63Ni	0.37GBq×1	化学物質の測定

(2) 病院

貯蔵又は取扱場所	物質名	最大貯蔵数量 (MBq)	一日最大取扱数量 (MBq)	貯蔵又は取扱 方法の概要
足利赤十字病院	67Ga	4,440	2,220	鉄筋コンクリート 内に鉛容器(冷蔵 庫)に収納保管 ジェネレータにつ いては専用容器の 状態で保管
	99Mo-99mTc	11,100	11,100	
	99mTc	60,000	30,000	
	111In	1,110	555	
	123I	1,554	777	
	131I	160	80	
	133Xe	2,220	1,110	
	201Tl	2,220	1,110	
	89Sr	282	141	
	90Y	3,700	1,850	
	81Rb-81mKr	370	370	
81mKr	370	370		

(GBq:ギガベクレル・MBq:メガベクレルで共に放射エネルギーの単位)

原子力・事故-7 環境放射能に係る情報連絡体制



事務処理等

- ①関係機関において何らかの具体的な対策を講じようとする場合、この逆のルートで危機管理課に報告するものとする。
- ②危機管理課は①の対応策を市町及び消防本部に一斉指令で伝達するものとする。
- ③危機管理課は情報及び対策について必要に応じ、知事、副知事及び県民生活部長に報告並びに指示を受けるものとする。
- ④必要に応じて情報について記者クラブに発表するものとする。

## 原子力・事故-8 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書（水戸市）

### 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

足利市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について、次のとおり協定を締結する。

#### （趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第86条の9の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成27年3月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う、水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

#### （県外広域避難の基本的事項）

第2条 原子力災害時において、水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため、乙が県外広域避難の必要があると認めたときは、甲は、自らが被災するなど、正当な理由がある場合を除き、水戸市民を受け入れるものとする。

2 水戸市民を受け入れる場所は、甲の指定避難所等のうち、あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。

3 避難所の開設等受入業務については、乙の要請を踏まえて甲が行うものとし、乙はできるだけ早期に甲から避難所の運営の移管を受ける。

4 県外広域避難の実施に当たっては、乙は、茨城県及び栃木県と連携し、迅速に人員体制を確立するなど、甲の負担が過大とならないよう配慮する。

#### （県外広域避難の受入要請等）

第3条 甲に対する県外広域避難の受入要請は、乙が行うものとし、あらかじめ、その旨を茨城県及び栃木県に報告するものとする。

2 前項の受入要請は、原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式1）により行う。ただし、緊急を要する場合は口頭により要請し、後日速やかに文書を提出する。

3 甲は、乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに受入準備を開始する。

#### （受入期間）

第4条 前条の規定による要請を受け、甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は、原則として1か月以内とする。ただし、原子力災害の状況、避難者の収容状況、避難所の利用状況等を踏まえ、受入期間の見直しが必要となったときは、乙が茨城県及び栃木県並びに甲と協議して決定する。

#### （避難退域時検査（スクリーニング）等）

第5条 県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は、当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため、茨城県広域避難計画に基づき、茨城県が実施する。



(必要物資等)

第6条 避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については、乙が茨城県と協力し、確保する。

2 前項の必要物資が不足する場合は、乙は、甲に対し、必要物資の一部を貸与し、又は提供してもらおうよう要請することができる。

(費用の負担)

第7条 県外広域避難に要した費用は、法令その他別に定めがある場合を除き、乙が負担する。

2 乙は、前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは、甲に対し、当該費用について、一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項が円滑に実施されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行う。

(連絡責任者等)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲及び乙の防災担当課長とする。また、原子力災害における連絡体制（様式2）を整え、毎年度更新する。

(相互応援)

第10条 乙は、甲が被災し、復旧のための支援など、応援を必要とする場合においては、全面的に甲に対する支援を行うものとする。

(協議事項)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月21日

足利市

甲

足利市長 和泉 聡

水戸市

乙

水戸市長 高橋 靖

## 特殊災害消防相互応援協定書

（趣旨）

第1条 特殊災害の防ぎよ等を広域的に処理するため、常備消防機関（以下「消防機関」という。）を設置している栃木県内の市及び町並びに一部事務組合（以下「関係市町等」という。）の相互間において、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき実施する消防の相互応援協定に関しては、この協定の定めるところによる。

（応援地域）

第2条 この協定による応援地域は、関係市町等の設置する消防機関の管轄区域内とする。

（対象災害）

第3条 この協定における応援の対象となる災害は、高層建築物火災、危険物施設火災、大規模な火災その他の特殊災害又は多数の死傷者の発生が予想される災害で、当該消防機関の消防力をもっては、防ぎよ及び応急措置が困難と予測される災害とする。

（応援要請）

第4条 前条に該当する災害がその管轄区域内に発生したときは、当該関係市町等の長は、必要に応じ、消防隊（特殊車両の消防隊を含む。）、救急隊、消防関係資器材、職員等（以下「応援隊」という。）の応援を要請することができる。

（応援出動）

第5条 前条による応援要請を受けた関係市町等の長は、応援可能な限度で応援隊を派遣するものとする。

（応援隊の指揮）

第6条 応援隊の指揮は、受援地の消防機関の長が応援隊の長に対して行う。

（経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、次により処理するものとする。

- （1）応援出動に要した消防職員に対する諸手当及び機関器具等の破損修理費の経費は、応援側の負担とする。
- （2）化学消火薬剤、現地での燃料補給及び消防職員に対する給食を行った場合の経費は、受援側の負担とする。
- （3）前各号に掲げる経費以外の経費については、その都度当事者間で協議のうえ決定する。

（適用除外）

第8条 隣接の関係市町等の相互間において、すでに消防の相互応援に関する協定が個別に締結されている場合で、この協定の規定と重複又は抵触する部分については、この協定を適用しないものとする。

（疑義等の協議）

第9条 この協定に規定していない事項又は疑義が生じた事項は、その都度当事者間で協議して定めるものとする。

附則

- 1 この協定は、昭和56年6月1日から施行する。
- 2 この協定を証するため、本書を作成し、記名捺印のうえ各当事者がそれぞれ1通を保管するものとする。

昭和56年5月20日

宇都宮市長 増田道保

足利市長 町田幸久

栃木地区広域行政事務組合管理者 永田英太郎

佐野地区広域消防組合長 鈴木達三

鹿沼地区広域行政事務組合管理者 古澤俊一

日光地区広域消防組合長 星野仁十郎

今市市長 斎藤昭男

小山市市長 栗田政夫

芳賀地区広域行政事務組合長 菊地恒三郎

大田原地区広域消防組合長 渡辺正義

塩谷広域行政組合管理者 大谷英一

黒磯那須消防組合長 月江富治郎

石橋地区消防組合管理者 若松元一

藤原町市長 星光二

南那須地区広域行政事務組合管理者 澤村一郎

## 原子力・事故-10 ガス漏れに伴う事故防止対策に関する申し合わせ（足利市消防本部、足利警察署、足利ガス株、東京電力株）

### ガス漏れに伴う事故防止対策に関する申し合わせ

足利市消防本部、足利警察署、足利ガス(株)及び東京電力(株)栃木支店栃木南支社（以下「各機関」という。）はガス漏れ事故に際し爆発事故の防止を図るため、次のとおり申し合わせを行い相互にこれを確認する。

#### 1 目的

この申し合わせはガス漏れ事故の発生に際し、各機関が相互に協力し、ガス爆発事故を未然に防止し、被害を最小限に止めることを目的とする。

#### 2 予防対策

##### (1) 資器材の確保

各機関における応急対策用の資器材は、平素から必要最小限の数量を、災害時において直ちに搬出可能な場所に確保しておくものとする。

##### (2) 消費者に対する周知

ガス事業者は、ガスの消費者に対しガスの使用に伴う危険の発生防止に必要な事項及びガス漏れ時の対応措置を記載した書面を年1回以上配布し、周知させるものとする。

##### (3) 消費設備の調査

ガス事業者は、消費設備の保安に関する調査について、関係法令に定めるもののほか、必要に応じて点検調査を行い、消費者の安全を図るものとする。

##### (4) 漏えい検査

ガス事業法に基づき道路に埋設されている導管及びガス栓までの導管等は、関係法令に定めるもののほか、必要に応じて検査を行い安全に供給するものとする。

#### 3 連絡

ガス漏れ事故等により危険が予測される場合は、直ちに電話等をもって、各機関相互に連絡を行うものとする。

連絡に用いる電話等は次表のとおりである。

機 関 の 名 称 等	電 話		消 防 一 斉 指 令 電 話
	緊 急	一 般 加 入	
足 利 市 消 防 本 部	119	(41)3197(代)	○
足 利 警 察 署	110	(43)0110(代)	○
足 利 ガ ス 株	—	(41)7191	○
東京電力(株)栃木支店栃木南支社	—	0285-(35)-5530	○

#### 4 出 動

ガス漏れ事故を覚知したとき、又は前項により連絡を受けたときは各機関は直ちに出勤するものとする。

#### 5 現場の協議

出勤した各機関は、ガス爆発防止対策を協議し、必要な措置を行うため、現地本部を設置するものとする。

必要な協議事項は、情報の収集、電源のしゃ断、ガスの供給停止、火災警戒区域の設定、住民に対する広報、換気及び屋内進入方法、その他必要な事項とする。

## 6 初動時における各機関の行動基準

### (1) ガスの供給停止

足利ガス(株)出場隊は、当該室内等のガス供給を停止するための必要な作業を行うものとする。

### (2) 電源のしゃ断

東京電力(株)栃木支店栃木南支社足利営業センター出場隊は、当該室内等の電気をしゃ断するための必要な作業を行うものとする。

### (3) 火災警戒区域の設定等

消防隊は、地域住民に対する危険防止のため、警察官その他の協力を得て、火災警戒区域を設定するとともに、区域内の火気使用禁止等の広報を行うものとする。

### (4) 避難誘導

警察機関は、ガス漏れ現場付近の交通規制を行うとともに、住民等を安全な場所へ避難誘導するものとする。

### (5) 情報の収集

各機関は、情報の収集を積極的に行い、活動が円滑に行われるよう努力するものとする。

## 7 事後処理

事後の処理については、各機関の責任において行うものとする。

## 8 その他

(1) この申し合わせに定めるガス爆発防止対策は、都市ガス以外の高圧ガスに係わる事故防止にも準用するものとする。

この場合における事故を覚知した消防又は警察機関は各機関相互の連絡を行うとともに、(社)栃木県高圧ガス保安協会が地域防災のために指定した防災指定事業所に応援を要請するものとする。

(2) この申し合わせに定めのない事項については、その都度各機関が協議して定める。

(3) この申し合わせは、昭和56年6月20日に確認された事項の再確認とする。

この申し合わせの証として、当事者記名捺印の上、各自その1通を保有する。

平成17年6月30日

足利市消防長 山本竹男

足利警察署長 大島宏一

足利ガス(株)取締役社長 石川尚志

東京電力(株)栃木支店  
栃木南支社長 磯和隆

## 原子力・事故-11 鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書（栃木県内鉄道事業者、消防機関）

### 鉄道災害時における鉄道事業者と消防機関との連携に関する協定書

#### 1. 目的

この協定は、鉄道災害発生時において鉄道事業者及び消防機関との連携を図り、より迅速かつ効率的な消防活動及び安全管理体制の確保に努めるとともに、公共交通機関の早期運転再開の実施を図ることを目的とする。

#### 2. 用語の定義

- (1) 鉄道事業者とは、栃木県内で運行する鉄道事業者で別表のとおりとする。
- (2) 消防機関とは、栃木県内の消防本部で別表のとおりとする。
- (3) 消防隊とは、消防機関が編成する指揮隊、救急隊、救助隊、消火隊等の部隊をいう。
- (4) 消防活動とは、消防機関が実施する救急活動、救助活動、消火活動、火災原因調査等の活動をいう。
- (5) 支援活動とは、鉄道事業者が行う消防活動時における協力活動をいう。

#### 3. 連携の範囲

鉄道災害発生時における連携の範囲は、駅間（軌道内）及び駅構内の消防活動とする。なお、火災にあっては、鉄道沿線の火災を含むものとする。

#### 4. 通報時の留意事項

- (1) 鉄道事業者は、災害を発見または覚知した場合、119番通報するとともに、消防機関が対応体制を整えるのに必要な以下の事項について、可能な限り情報提供するものとする。  
また、第1通報の後、消防隊が到着するまでの間において、判明した内容についても同様とする。
  - ア 災害の種別（救急、救助、火災）及び事故の概要
  - イ 発生時刻
  - ウ 発生場所（駅舎内、駅間（最寄りA駅からB駅方向へ何km地点）、目標物、踏切名等）
  - エ 要救助者の数と状況
  - オ 消防隊が向かう入り口（西口等、A駅からB駅方向へ何km地点等）
  - カ 現場責任者の配置の有無及び氏名
  - キ 電源遮断の有無
  - ク 事業者がすでに行っている事項、旅客・乗客の避難誘導、初期消火等初動体制の内容
  - ケ 消防隊が使用可能な資機材等
  - コ 爆発等を誘発するような危険物の有無
- (2) 消防機関は、一般人からの通報を受けた場合、鉄道事業者へその情報を提供するものとする。

#### 5. 消防隊災害現場到着等の連絡調整

- (1) 鉄道事業者の現場責任者は、消防隊が到着後、速やかに次の事項について、把握している情報を消防隊の現場責任者に伝達するとともに必要に応じて、災害発生場所へ誘導の支援活動を行うものとする。

- ア 災害状況
- イ 列車の運行状況
- ウ 要救助者、避難者及び死傷者の状況
- エ 監視員の配置状況
- オ 電源遮断の有無
- カ 活動あるいは避難上危険であるものの措置の状況

(2) 消防隊の現場責任者は、消防機関の活動体制（人数、役割等）及び活動方針を鉄道事業者の現場責任者に伝達するとともに、消防活動の終了に際し、その旨を鉄道事業者の現場責任者に伝達するものとする。

## 6. 消防活動の連携

- (1) 消防機関及び鉄道事業者は、現場責任者を明確にし、相互に共通の情報と認識を持つこととする。
- (2) 鉄道事業者は、消防隊からの消防活動上必要な指示、要請事項について可能な限り協力し、消防活動を効率的に実施するため可能な範囲で必要な技術者、施設及び資機材の提供等の支援活動を行うものとする。
- (3) 消防隊の現場責任者は、鉄道事業者が行っている安全確保の措置（列車の運行状況、監視員の配置及び必要に応じて電源遮断の措置等）を確認し、鉄道事業者の現場責任者に線路内に立ち入ることについて承諾を得た後、消防活動を行うものとする。
- (4) 消防隊の現場責任者は、災害現場に鉄道事業者の現場責任者が不在で、(3)に定める確認及び承諾が得られないときは、緊急連絡先を通じ鉄道事業者に対し、確認及び協議を行い、消防隊の現場責任者は、その結果を受け安全を確認後、消防活動を行うものとする。

## 7. 事前対策

消防機関と鉄道事業者間で相互に情報のやり取りを行う必要があるため、相互に緊急連絡体制を明確にするものとする。

## 8. 消防訓練の実施

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害時における相互の諸活動を円滑に遂行するため、鉄道災害に関する知識教育及び実務訓練を実施するよう努めるものとする。

## 9. 情報提供

消防機関及び鉄道事業者は、鉄道災害への対応として必要と思われる情報（車両等の変更による新たな救助方法、救助用資機材の購入、導入等）について相互に情報の交換に努めるものとする。

## 10. その他

- (1) 本協定の内容を改定する必要があるときは、鉄道事業者及び消防機関が協議するものとする。
- (2) 本協定に定めるもののほか、鉄道災害の安全管理に関し必要な事項は、関係する鉄道事業者及び消防機関が別途協議し、定めるものとする。

本協定成立の証として、本書18通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成21年3月30日

(鉄道事業者)

東日本旅客鉄道株式会社	常務取締役	東京支社長	中村弘之
東日本旅客鉄道株式会社	執行役員	大宮支社長	横山裕司
東日本旅客鉄道株式会社	執行役員	高崎支社長	鎌田伸一郎
東日本旅客鉄道株式会社	執行役員	水戸支社長	土屋忠巳
東日本旅客鉄道株式会社	取締役	仙台支社長	田浦芳考
東武鉄道株式会社	常務取締役	鉄道事業本部長	柴田浩一郎

(消防機関)

宇都宮市消防本部	消防長	狐塚和男
足利市消防本部	消防長	村田雅雄
鹿沼市消防本部	消防長	岩出勝美
日光市消防本部	消防長	高槻精一
小山市消防本部	消防長	山崎仁
石橋地区消防組合	消防本部消防長	落合秋男
大田原地区広域消防組合	消防本部消防長	村田明夫
栃木地区広域行政事務組合	消防本部消防長	日向野猛
黒磯那須消防組合	消防本部消防長	人見潤
南那須地区広域行政事務組合	消防本部消防長	奥畑幸一
佐野地区広域消防組合	消防本部消防長	佐山朝勇
塩谷広域行政組合	消防本部消防長	村上芳忠



別表

鉄 道 事 業 者	消 防 機 関
東日本旅客鉄道株式会社東京支社 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社 東日本旅客鉄道株式会社高崎支社 東日本旅客鉄道株式会社水戸支社 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 東武鉄道株式会社	宇都宮市消防本部 足利市消防本部 鹿沼市消防本部 日光市消防本部 小山市消防本部 石橋地区消防組合消防本部 大田原地区広域消防組合消防本部 栃木地区広域行政事務組合消防本部 黒磯那須消防組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部 佐野地区広域消防組合消防本部 塩谷広域行政組合消防本部